令和２年４月８日

保護者　様

宍粟市立山崎東中学校
校長　　志 水　良 和

４月９日以降の教育活動について（お知らせ）

陽春の候、保護者の皆様にはご健勝にてお過ごしのことと察します。

さて、このたびコロナウイルス感染拡大予防のため、兵庫県においても緊急事態宣言が発令されました。それに伴い、宍粟市でも臨時休業を延長することになりました。

宍粟市教育委員会の通知により、下記のよう対応することとなりましたのでお知らせします。

なお、このような社会状況の中、今後も流動的な対応になることもあると思いますが、ご理解、ご協力をお願いします。

記

１　臨時休業期間

令和２年４月９日（木）～令和２年５月６日（水）

２　登校日について

令和２年４月９日（木）、１６日（木）、２３日（木）、３０日（木）
の午前中（１２時　完全下校）とする。

３　部活動について

実施しない。（登校日の朝練も含めて）

４　参観日、PTA 総会、家庭訪問について

４月２４日の参観日、PTA 総会は中止
４月の家庭訪問は４月および５月中は実施しない

５　その他

①今回の通知は、４月７日時点のものであり、今後の県及び市からの通知により、修正の可能性があります。その場合は、メールや HP、学校からの文書にてお知らせします。

②登校日に発熱等の風邪の症状がみられる生徒は、学校へ連絡のうえ自宅で休養するようにしてください。

③この件についての問い合わせやご質問等がありましたら教頭　伊野　までお願いします。　　学校（TEL）：６２－８６１６

【すぐメール　４月８日】

４月９日以降の教育活動について

山崎東中学校よりお知らせします。

４月９日（木）～５月６日（水）まで臨時休業が延長になります。ただし、４月９日（木）、１６日（木）、２３日（木）、３０日（木）を登校日とします。登校日は、午前中とし１２時には下校します。詳しくは、本日（８日）に配布する文書で確認してください。